

番号	該当箇所	意見の概要	県の考え方
1	全般	市町が持っているデータなどを活用していけば、地域性なども考慮した具体的な計画の推進、成果が期待できるのではないかと。市町との連携も今後は是非進めて欲しい。	必要に応じ、県内の市町との相互の情報提供、協力を進めてまいります。 また、各市町における生物多様性に関する問題や対応方針を明らかにしていただくため、各市町における生物多様性地域戦略の策定を提案してまいります。
2	全般	このプランに沿い、県と県民がともに豊かな三重の自然を守り、次世代に繋げてゆければと思います。 昨年よりはじまった森林税をうまく利用し、とくに子どもたちへの環境教育に力を入れていただきたいです。 多様な生物を守るためには多様な環境を守ることが前提ですが、経済的な豊かさや便利さを求める動きとは相反するものであり、三重県として保全と開発のバランスをどう取り、この貴重な三重の自然を守っていくのか注視したいと思います。 このプランの一つ一つの動きが広がり、深まり、三重県の生物多様性が守られることを願います。	ご指摘のとおり、多様な生物を守るためには多様な環境を守ることが前提であること、経済的な豊かさや便利さを求める動きとは相反するものであることなど、そういったあたりまえの事を理解して頂くために、早急に普及啓発する必要に迫られていると認識しています。 県として目指す、そして県民の求める「保全と開発のバランス」について、検討を行ってまいります。
3	新しい成果指標	レッドデータブック2015では、2005年のものより259種も登録が増えているので、保全地域でも種の個体数の維持・回復が実際にはできていない状況も考えられます。 そこで今回のプランでは、保全地域内における具体的な種数の増減を成果指標、あるいは目標とできないでしょうか。特にレッドデータブックでは三重の生物種におけるホットスポットが指定されており、これらの地域においての生物種の保全状況は重要だと思えますので、その推移が調査できるとよいのではないのでしょうか。 こうした調査には多くの人手がかかり、地域ごとに課題も多様なため、現地で活動してきた団体やNPOの協力が不可欠だと考えます。そうした地域の団体との協力・援助をぜひお願いしたいと考えます。	種数の増減については突発的な気象による影響や、生物そのものの増減の揺らぎや周期、地形地質そのものの遷移などが存在することから、評価指標として取り組むことは今後も難しいと考えますが、希少な生物が生息する環境の保全については、今後検討してまいります。 ホットスポットにおける生物調査については、今後順次進めてまいります。また、この際、現地の団体や活動家の方々との協働を検討してまいります。
4	3P 県土の65%が森林で、35%が自然公園	65%が森林で、そのうち35%が自然公園の方がわかりやすいのではないかと。	県土の35%が自然公園となっています。

5	6P 獣害	アライグマの写真があれば掲載して欲しい。	現在、著作権のある適切な画像が入手できておりませんので、今後HPで皆さんに提供を呼びかけるなどして、普及啓発版にはご意見を反映できるよう努めます。
6	8P 基本方向1	前回のプランでは、基本方向1「個体数や生息生育域の維持・回復」の成果指標は「自然環境の新たな保全面積」だけとなっています。この5年間で保全面積は大幅に増えてはいますが、実際にその中での種の保全状況はどうなっているのかが知りたいと思います。	「自然環境の新たな保全面積」については、さまざまな取り組みの集計値でありますので、ご指摘のとおり審議の中でその質的な均一性や効果の担保などの横並びの評価について議論になり、今回のプランの目標を見直す切っ掛けとなったものです。
7	9P 2「基本方向4」	生物多様性認知度の変化が気になります。言葉の意味を知らなくても、生態系の事を自然と理解されているとありがたいのですが…。どちらかと言えば生物多様性を理解してもらって発信側にいる者としてはこれからの発信方法・インタープリテーションについてかんがえさせられます。 こういった数値も一つの客観的データとして参照出来るのはありがたいです	残念なことですが、認知度の低下は全国的な傾向となっております。 それを受けて今回私共は、作る側と受け取る側の感覚のずれや乖離がこの様な結果を招いた1つの原因と考え、作る側が受け取る側に接近する事で、わかりやすさに重点を置いて当プランを編集しました。
8	9P 基本方向4	・成果指標として70%が挙げられているが、その根拠となった内容はどのようなものか？ ・認知度のアンケートの項目が、平成24年2月と平成27年5月で異なっている。比較するのが困難ではないか？ ・「意味は知らないが、言葉は聞いたことがある」の項目には、大まかに内容を理解している人がいるのではないか。	・当時の認知度が51%であることから、当時の行政的な理想を反映した目標数字となります。 ・27年度の調査では、内閣府の調査結果と比較するため、その選択肢を準用しています。この旨追記します。 ・「言葉は聞いた事がある」については、24年度の調査に於いても「認知」から外しているため、これにあわせています。
9	12P 三重県内で進める取り組み	とても見やすい。今後、個人的にも企業人としても①子どもも大人も「生物多様性」を学ぶ機会を増やします。②地域の自然を守る市民活動を積極的に進めます。③誰もが参加しやすいイベントを催しますなど協力できる事があると思うので是非、早い段階からご相談いただきたい。	ご提案ありがとうございます。今後とも、企業、個人、NPO等の多様な主体との協働も視野に入れながら普及啓発を進めてまいります。
10	12P 三重県内で進める取り組み	企業のCSR活動や保有している土地を多様性の保全場所として活用してみてもどうか。	HPで該当地の活用希望を呼びかけるなど広く情報を集め、そのような場所を保全地として取り扱うなどの取り組みを検討してまいります。

11	12P 三重県内で進める取り組み	<p>このプランはわかり易いです。多面的にさまざまな団体が生物多様性に関してのアプローチをしていることが一目で理解できます。</p> <p>生物多様性について関心のある人々は良いですが、無い方達へどういったアプローチをすべきなのかが課題だということもよくわかります。</p> <p>生物多様性が見事に循環している実社会があって、それが素晴らしいもの、楽しいもの、豊かなもの…といった人間にとっても関心が高まるものであれば、自ずと生物多様性の重要性について理解されるような気がします。</p> <p>イベントも大事だと思いますが、地に足付いた現場が有れば一番良いのではないかと思います。個人的にもそういう環境を整えていきたいと思っていますが…。</p>	<p>ご指摘のとおり、生物多様性の保全や理解には、水質・大気保全、開発抑制などの実効的かつ普遍的な規制行政の実施とともに、実体験に基づく感覚的な理解が得られるような環境学習の機会と現場が必要であると考えます。</p> <p>今後も三重総合博物館、みえ環境学習情報センター、三重県上野森林公園、三重県民の森などを自然環境学習の中心施設とし、多様な学習の機会を提供してまいります。</p>
12	12P ⑤地域の自然を活かした体験型のツーリズム	<p>⑤地域の自然を活かした体験型のツーリズムを進めます。の項目の中には、農業関連の「農地水事業」での体験型学習も項目としてあげられるのではないですか。</p>	<p>「農地水」については個別事業となるため、17Pのグリーンツーリズムや23Pの水田生態系の保全で、それらを含んで大きく表現しています。</p>
13	16P 誰もが参加しやすいイベント	<p>県内の企業、環境団体等もイベントを開催しているので、うまく活用したらどうか。</p> <p>環境以外にも地域の大きなイベントで夏休みあたりであれば、自由研究と絡めて普及啓発が出来ると思う。</p>	<p>企業、個人、NPO等の多様な主体との協働も視野に入れながら普及啓発を進めてまいります。</p> <p>また、共催イベントを公募するなどの検討をいたします。</p>
14	21～25P	<p>推進プランは県民とくに小中校生の環境や生物多様性に対する意識向上にとって大変有用なものと考えます。しかしそれによって自然環境や生物多様性の保全に直接どの程度貢献出来るかは疑問で、限定的なものとなろう。もちろん人材育成という大きな意義もある。</p> <p>一方、行政(県)として種々の取り組みがなされており(P21～25)、これらは具体的に影響力のある施策であり、限られた予算と思うが、一県民としてぜひ推進して欲しい。生物多様性にとって、とくに山林ではニホンジカの個体数管理、水田では殺虫剤の使用制限、海辺では干潟の保全、再生が重要な課題と思われる。</p> <p>今後、低成長時代に入るので自然の回復や保全にとってはプラスの方向となろう。</p>	<p>ご指摘のとおり、たとえ有用なものが出来たとしてもそれを県民の皆様のお手元に届けることが出来なければ、効果や理解は限定的になると思われますので、今後は簡易版の作成などによる、児童に対する普及啓発を検討してまいります。</p> <p>ニホンジカの個体数管理、農薬監視、干潟・海岸環境の保全についても、継続して努力してまいります。</p>

<p>23P 自然地の開発 を対象とした指 導</p> <p>15</p>	<p>「みえ生物多様性推進プラン(案)」 については とても良い内容だと思います。作成あ りがとうございます。ただ残念に思うこ とは、環境に関して、関心のある人、 理解している人はあまり多くはないと いうことです。 該当箇所について、日ごろ感じている ことについて述べさせていただきます。 自宅近くの鈴鹿市国分町では、最 近、山をスパッと削って平らにし、太 陽光発電事業を始めました。山の持 ち主としては、お金にならず放ってお いたものなのかも知れませんが、絶 滅危惧種Ⅱ類の動物や希少種の植 物の生育がありました。太陽光発電 ＝環境にやさしい、という感覚で行わ れているのかも知れませんが、そこ には生態系があり、生息していた動植 物はとり戻せません。太陽光発電は、 建物の屋根や利用されていない空き 地などで行うべきで、自然を破壊して まで行うものではないと考えます。さ らに、補助金をもらって事業をして いるのであれば許しがたいものだと思 っています。この事業者は、国分町内 で、さらに事業を進める予定であるら しいと聞いています。 また、四日市市内では桜町でも似た ような事業が計画されているらしく、こ ちらも貴重な水生生物が生息してい ます。青山高原の風力発電も発電機 が次々と増え、現地の自然のようす はよく知らないのですが、似たような ことであると考えています。 「クリーンエネルギーなら、何でもOK という考えは間違っている」という認識 がないのだと思います。 クリーンエネルギーやその他の事業 や道路の開発でもそうですが、ある程 度自然に負荷をかけ、私たちの生活 を便利にしています。自然も便利な生 活も経済も大切なものではありません が、大切さを天秤にかけ、私たちの子 孫が何代にもわたって、できるだけ長 く快適に生活していける環境づくりを していく責任があると思っています。 県が事業を認可する際には、このよ うなことにも十分配慮して行っていただ きたいと思います。 この意見については、個人の感覚 であり、何かしらのデータによるもの ではありません。もし、考え方に間違 いなどがありましたら、教えていただ ければ幸いです。</p>	<p>・関心、理解について</p> <p>ご指摘のとおり、先ずは多くの方が、生物 多様性の大切さについて概ねの理解をす る事が必要であると考えております。 今回は、簡単にわかりやすく口語で記述 する事に重点を置き、「みんなで学びあう」 ことを強調する構成としました。</p> <p>・自然地の開発について</p> <p>ご指摘のとおり「現在の自然の恵みを後 世に伝えて行く事」は、生物多様性の大き な考え方の1つです。 一方で「利用するために保護して行く」と いうのも、生物多様性保全の基本理念と なっています。つまり、我々の「利用の仕 方」が問題となります。 自然地の開発については、土地所有者 の権利は当然尊重されるべきものですし、 自然保護の見地から全ての案件に対して 理想的な対応が行われる事は難しいかも しれませんが、制度の見直しなどを含め、 これからも検討してまいります。</p>
---------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

16	23P 自然地の開発 を対象とした指 導	「自然地の開発を対象とした指導」の項目で、1haを超える規模としていますが、希少野生動植物種が存在する自然地の開発では、規模にかかわらず保護や緑化を必要としないと、抜け道が出来ることではいけないと思います。	1haと言う基準は、全国的にも厳しいものとなっていますので、今後は1haの捉え方の検討を進めてまいります。 規模に関わらない保護については、三重県自然環境保全条例による保全地域の指定などの検討を進めてまいります。
17	25P 写真	ページ下の写真が全体に暗めなので明るさを上げてみてはどうか。	破綻手前まで彩度と明度を上げた結果の写真となっております。
18	29P 農業及び農村 の多面的機能 の発揮	農業及び農村の多面的機能の発揮の項目 生態系保全の範囲を多面的機能対象地域を含み、外郭となる地域での取り組みも対象にしないと、対象区域のみで完結するわけではないと考えます。関連性は持っているはずです。	ご指摘のとおり、生物多様性は生物や環境のつながりと表現されることがあり、特定の地域、地方、国家で完結するものではありません。 生物多様性保全の取り組みは、「多様な主体がそれぞれ、自分たちに出来る事をする」と言う考え方にもとづいて実施されることが理想です。 今回のプランは、県の生物多様性に関する取り組みの範囲・内容を一通り明らかにして示しているもので、それ以外の部分の対応を市町などの他の自治体や県民の皆様にご担って頂くことを期待しているものです。 主体同士の隙間を埋めるためにも、頂いた視点を日々の業務に活かしていくとともに、各市町に対しても独自の生物多様性プランの策定を勧めていきます。
19	29P 農業及び農村 の多面的機能 の発揮	自然豊かなところで、野草を愛でながら生活していますが、公共事業による自然破壊を心配します。しかし、農業基盤整備課が農村環境保全活動を支援して下さる事を知り、安心しました。	「生物多様性推進プラン」は、法律上では「生物多様性地域戦略」と言い、各自治体における各分野の生物多様性にかかる施策を取りまとめてお示することもその役割として期待されています。 県の施策では何がなされているかがわかると同時に、県の施策では何が足りないかがわかって頂けると思いますので、地域や市町での活動や施策のヒントとしてもご活用頂けたらと存じます。
20	30P ④地球の温暖 化を・・・	「④地球の温暖化を・・・森林資源を保全・管理します」に活用の項目も追記して「④地球の温暖化を・・・森林資源を保全・管理・活用します」とすべきではないか。	今回のプランでは、県の取組も皆さんの取り組みも「みんなで学びあおう」「うまく利用しよう」「守り、創りだそう」の3つに系統化しています。 ご指摘の項目については、P22の「③生物多様性を利用する・・・」に「うまく利用しよう」の1つとして記載しています。

21	30P ⑤獣害に強い農山村づくりを…	「⑤獣害に強い農山村づくりをおこないます」の項目 獣害対策、捕獲なども対応策と考えますが、獣が里まで下りてこないように、里山(緩衝帯)の保全・管理も項目として必要ではないでしょうか？	ご指摘の「緩衝帯」については県としても必要性を認識しており、24年度から緊急課題として4年間にわたり間伐事業に取り組んでまいりました。 今後はこれらのモデルを参考としていただき、地元自治体等における自発的な取り組みを想定しているものです。
----	-----------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------